

社会福祉法人若葉福祉会

役員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉福祉会の定款第21条第1項に基づき役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 役員とは、社会福祉法人若葉福祉会の定款第21条第1項に基づき決議された理事及び監事をいう。

(役員の報酬等)

第3条 役員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、報酬等を支払うことができる。

2 役員が理事会に出席した時は、別表1により報酬を支払う。

(運営業務の報酬等)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を監査・指導等の用務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のため主張する場合は、社会福祉法人若葉福祉会の「出張旅費規程」を適用する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規定を改正する必要が生じた場合は、理事会の承認を得たものを議案とし、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酉 (手取り)
理事長の理事会出席	5,000円
理事の理事会出席	5,000円
監事の理事会出席	5,000円

但し、理事会と出張及びたの業務が重なった場合は、1日1回の取り扱いとする。

別表2

名 称	報 酉 (手取り)
理事長の業務等	5,000円
理事の業務等	5,000円
監事の監査指導等	5,000円

但し、業務と理事会及び出張が重なった場合は、1日1回の取り扱いとする。

社会福祉法人若葉福祉会

評議員の報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉福祉会の定款第8条第1項に基づき評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 評議員とは、「評議員選任・解任委員会運営細則」第10条に基づいて決議された者である。

(評議員の報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席した時は、報酬として1回につき5,000円（手取り）を支払う。但し、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で支払う。

(運営業務の報酬等)

第4条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、報酬として1回につき5,000円（手取り）を支払う。

(出張旅費)

第5条 評議員が法人業務のため主張する場合は、社会福祉法人若葉福祉会の「出張旅費規程」を適用する。

(改正)

第6条 本規定を改正する必要が生じた場合は、理事会の承認を得たものを議案とし、評議員会はの決議を経なければならない。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。